

(証券コード7894)  
令和6年5月9日  
(電子提供措置の開始日 令和6年5月1日)

株 主 各 位

福岡県小郡市干潟892番地1  
丸 東 産 業 株 式 会 社  
代表取締役社長 菅 原 正 之

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.marutosangyo.co.jp/topics/index.php/top/5>



QRコードからも  
当社ウェブサイト  
にアクセスできます

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイト  
にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト（福岡証券取引所上場会社一覧）

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



QRコードからも  
福証ウェブサイト  
にアクセスできます

上記の福証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「丸東産業」又は「コード」に当  
社証券コード「7894」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「上場会社詳細情報」にある  
「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができません。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、令和6年5月23日（木曜日）午後5時30分までに、3頁の記載に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和6年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県小郡市干潟892番地1  
当社3階会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第77期（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

・ 交付書面から一部記載を省略している事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の主要な事業所及び工場、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

以 上

## 議決権行使についてのご案内



### 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 令和6年5月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)



### 書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 令和6年5月23日(木曜日) 午後5時30分まで



### インターネットによるご行使

当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 令和6年5月23日(木曜日) 午後5時30分まで



システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027** (受付時間：午前9時～午後9時)

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

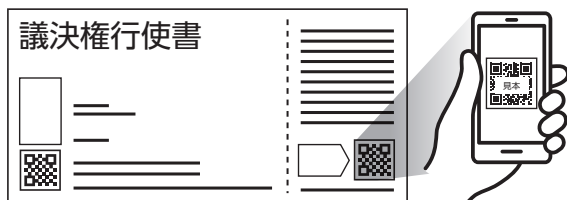
 当社ウェブサイト：<https://www.marutosangyo.co.jp>

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

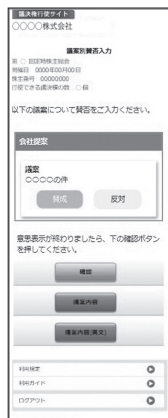
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



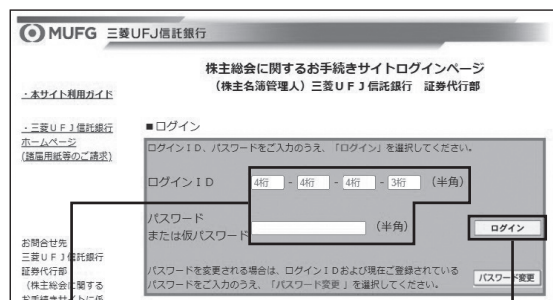
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

# 事業報告

(令和5年3月1日から  
令和6年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、行動制限の緩和によるインバウンドの消費回復など経済活動の本格的な再開が進み、景気は回復基調の動きが見受けられました。しかしながら、不安定な国際情勢を背景とする原油価格の上昇や原材料価格の高止まりは継続し、ユーティリティコストの更なる増大、円安の継続、物価高騰に伴う消費者の購買意欲の変化など景気の先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと当社グループは、安定供給を第一に、お客様が求める製品の提案によって売上を拡大すべく、事業活動を行ってまいりました。

営業面では、ストレスフリー「握めるくん®」及び乾燥剤フリー「吸湿くん®」などの機能包材や「MARUTOエコプロダクツ（環境対応品）」、「MARUTOパッケージプロモーション（販売促進策）」の提案を行ってまいりました。

また、原材料価格の高騰に対しては、その一部を製品価格に反映させる活動を継続して行ってまいりました。

生産面では、原材料価格の上昇分を内部で吸収する努力を行うとともに、お客様への安定供給を果たすべく、協力会社を含め一丸となって製品を製造する取り組みを行ってまいりました。

さらに、「製品の生産量を増加させるための生産能力拡大」、「個包装化・環境に配慮した生産設備の拡充」、「生産の自動化による省力化」、「環境配慮型のユニークな研究開発の強化」を推進すべく、令和5年5月から福岡第二工場の稼働を開始し、新たな生産技術の確立や生産自動化への取り組みを行ってまいりました。

この結果、売上高178億5千3百万円（前年同期比1.6%減）、損益面では、営業利益4億1千8百万円（前年同期比12.8%減）、経常利益5億3千8百万円（前年同期比11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3億6千6百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

製品別の業績は次のとおりであります。

(複合フィルム)

当連結会計年度は、国内既存得意先及び海外既存得意先の受注が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は3億8百万円減少し、122億2千8百万円（前期比2.5%減）となりました。

(単体フィルム)

当連結会計年度は、医薬品及び食品包装用フィルムなどの減少により、前連結会計年度に比べて売上高は1億1千5百万円減少し、10億8千8百万円（前期比9.6%減）となりました。

(容 器)

当連結会計年度は、海外スーパー向け食品トレイ及び食品容器の受注が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は5千6百万円減少し、14億4千8百万円（前期比3.8%減）となりました。

(そ の 他)

当連結会計年度は、国内及び海外向け機械が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は1億9千7百万円増加し、30億8千8百万円（前期比6.8%増）となりました。

## **(2) 対処すべき課題**

国内及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行したことに伴い、行動制限の緩和によるインバウンド消費回復並びに軟包装類等の需要拡大が十分に見込まれるものの、不安定な国際情勢を背景とする原油価格の上昇に伴う原材料価格の高止まり、ユーティリティコストの増大、長引く円安や物価高騰など、景気の先行きは不透明で推移するものと予想されます。

このような状況の中で当社は、より高い品質で、より迅速に、ユニークな発想でお客様のニーズにお応えするべく、「製品の生産量を増加させるための生産能力拡大」、「個包装化・環境に配慮した生産設備の拡充」、「生産の自動化による省力化」、「環境配慮型のユニークな研究開発の強化」等の取り組みを強く推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## **(3) 設備投資の状況**

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は26億4千1百万円（建設仮勘定を除く。）であり、その主なものは、当社福岡工場複合フィルム製造設備であります。

## **(4) 資金調達の状況**

金融機関より17億円借入れております。調達資金は設備投資に充当しております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 (令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで)	第75期 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)	第76期 (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)	第77期 (当連結会計年度) (令和5年3月1日から 令和6年2月29日まで)
売上高 (千円)	16,599,152	16,769,625	18,136,837	17,853,667
経常利益 (千円)	1,029,583	858,940	611,077	538,819
親会社株主に 帰属する (千円) 当期純利益	705,580	594,218	416,802	366,936
1株当たり当期純利益	444円49銭	374円36銭	262円60銭	231円18銭
総資産 (千円)	15,684,484	15,101,176	16,888,694	18,152,677
純資産 (千円)	7,635,053	8,084,011	8,568,187	9,071,475
1株当たり純資産	4,798円33銭	5,080円06銭	5,381円75銭	5,696円18銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
香港包装器材中心有限公司	5,000千香港ドル	100.00%	複合フィルム及び容器等の販売
丸東印刷株式会社	60,000千円	100.00%	複合フィルムの製袋加工
MARUTO (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千タイバツ	80.00%	包装資材の仕入販売及び輸出・輸入

当社の連結子会社は上記の3社であります。当連結会計年度の連結売上高は178億5千3百万円（前期比1.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億6千6百万円（前期比12.0%減）となりました。

- ② 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。



③ その他

久光製薬株式会社は当社の議決権を39.8%（631千株）、TOPPANホールディングス株式会社は当社の議決権を18.9%（300千株）それぞれ所有しており、当社は両社の持分法適用関連会社であります。当社は、久光製薬株式会社へ複合フィルム、単体フィルム及びその他の包装資材を販売し、また、TOPPANホールディングス株式会社へは複合フィルム及び単体フィルム等の仕入販売並びに複合フィルム製造工程の一部の外注加工を行っております。

**(7) 主要な事業内容**

当社及び子会社3社は、包装資材（複合フィルム及び単体フィルム）の製造販売並びに包装資材（複合フィルム、単体フィルム及び容器等）の仕入販売を主な事業内容としております。

**(8) 企業集団及び当社の従業員の状況**

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
380名（4名増）

（注） 上記従業員数には臨時従業員、パート及び嘱託並びに派遣社員79名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
335名（3名増）	40.1歳	15.4年

（注） 上記従業員数には臨時従業員、パート及び嘱託並びに派遣社員66名は含まれておりません。

**(9) 主要な借入先の状況**

借入先	借入金残高
株式会社佐賀銀行	1,318,600千円
株式会社西日本シティ銀行	1,230,732千円
株式会社福岡銀行	928,568千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,561,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,587,221株 (自己株式3,029株を除く)  
(3) 株主数 485名  
(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
久 光 製 薬 株 式 会 社	631千株	39.8%
TOPPAN ホールディングス株式会社	300	18.9
日 本 ポ リ エ チ レ ン 株 式 会 社	82	5.2
丸 東 産 業 従 業 員 持 株 会	41	2.6
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	30	1.9
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	27	1.7
株 式 会 社 福 岡 銀 行	25	1.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24	1.5
原 □ 雅 行	21	1.3
原 □ 耕 一	20	1.3
民 本 昌 弘	20	1.3

(注) 持株比率は、自己株式 (3,029株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 ※	菅 原 正 之	
取 締 役 会 長	末 安 健 作	
取 締 役 常 務	宮 崎 直 樹	生産・技術担当兼技術本部本部長
取 締 役	石 松 謙 太 郎	総務本部本部長兼購買本部本部長
取 締 役	矢 野 勝 則	生産本部本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長
取 締 役	原 口 耕 一	国際事業本部本部長兼香港包装器材中心有限公司 董事長
取 締 役	泉 博 二	泉広報コンサルタント代表
取 締 役	岡 野 公 夫	
監 査 役 (常 勤)	高 宮 剛 志	
監 査 役	吉 田 幸 司	TOPPAN株式会社執行役員西日本事業本部九州事 業部長
監 査 役	後 藤 大 樹	日本ポリエチレン株式会社執行役員企画管理部長

- (注) 1. ※は代表取締役であります。  
 2. 令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会において就任した新任取締役  
 取締役 石 松 謙 太 郎  
 3. 令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役  
 取締役 徳 丸 秀 則  
 4. 令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会において就任した新任監査役  
 監 査 役 高 宮 剛 志  
 監 査 役 後 藤 大 樹  
 5. 令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役  
 監 査 役 鶴 田 敏 明  
 6. 令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役  
 監 査 役 安 田 孝  
 7. 取締役泉博二、岡野公夫の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 8. 監査役吉田幸司、後藤大樹の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 9. 当社は社外取締役泉博二、岡野公夫の両氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、  
 同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である末安健作及び社外取締役である泉博二、岡野公夫並びに監査役である高宮剛志と社外監査役である吉田幸司、後藤大樹の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、令和3年3月22日開催の取締役会で決議しております。

#### イ. 基本方針

取締役の報酬等は、役位、職責及び経済情勢や当社の業績、他社水準等に考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成する。

#### ロ. 金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、貢献度を評価しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の支給割合の決定に関する方針

取締役の在任期間中の報酬については、業績連動報酬、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

#### 二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬等決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容及び決定方針が取締役会で決議された決定方針と整合し、これに基づき個別の報酬額が決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会の決議（平成5年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は月額13,000千円以内であり、株主総会の決議（平成5年5月27日改定）による監査役報酬限度額は月額1,500千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名であります。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役を含めた取締役会で審議し、取締役会決議に基づき、本方針で定められた個人別の決定方針の範囲内で、具体的報酬額の内容の決定を、一任された代表取締役社長菅原正之が決定するものとしております。委任した理由は、当社の業績、貢献度を評価した報酬等の決定は、業務執行を統括する代表取締役によることが適していると考えているからです。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	97,005	90,785	—	—	6,220	8
	(7,800)	(7,200)	(—)	(—)	(600)	(2)
監査役 (うち社外監査役)	10,625	9,765	—	—	860	2
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、令和5年5月26日の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 期末日現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。監査役の期末日人員と上記支給人員との相違は、令和5年5月26日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名及び無報酬の監査役が2名存在していることによるものであります。
4. 上記のほかに、第76期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を辞任監査役1名に1,750千円支給しております。なお、金額には、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額1,540千円が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	泉 博 二	泉広報コンサルタント	代表	—
取締役	岡 野 公 夫	—	—	—
監査役	吉 田 幸 司	TOPPAN株式会社	執行役員西日本事業本部九州事業部長	—
監査役	後 藤 大 樹	日本ポリエチレン株式会社	執行役員企画管理部長	—

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	泉 博 二	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回出席し、代表取締役の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
取締役	岡 野 公 夫	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回出席し、代表取締役の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
監査役	吉 田 幸 司	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回、監査役会7回のうち7回出席し、会社執行役員等の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
監査役	後 藤 大 樹	当事業年度の社外監査役就任後開催の取締役会4回のうち4回、監査役会4回のうち4回出席し、会社執行役員等の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。

# 連結貸借対照表

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>(流動資産)</b>		<b>(流動負債)</b>	
現金及び預金	3,394,018	支払手形及び買掛金	1,419,941
受取手形	412,196	電子記録債務	2,224,476
電子記録債権	1,026,677	短期借入金	698,000
売掛金	3,066,186	1年内返済予定長期借入金	653,652
商品及び製品	932,598	未払金	58,958
仕掛品	366,585	リース債務	84,086
原材料及び貯蔵品	321,168	未払法人税等	54,839
その他	232,160	賞与引当金	58,144
貸倒引当金	△53,584	その他	671,738
<b>(固定資産)</b>		<b>(固定負債)</b>	
<b>〔有形固定資産〕</b>		長期借入金	2,528,006
建物及び構築物	4,040,619	リース債務	163,421
機械装置及び運搬具	972,020	役員退職慰労引当金	68,120
土地	1,252,926	退職給付に係る負債	394,617
建設仮勘定	313,636	その他	3,200
その他	298,754	<b>負債合計</b>	<b>9,081,201</b>
<b>〔無形固定資産〕</b>		<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>〔投資その他の資産〕</b>		(株主資本)	8,430,170
投資有価証券	1,156,709	〔資本金〕	1,807,750
退職給付に係る資産	25,612	〔資本剰余金〕	786,011
その他	29,471	〔利益剰余金〕	5,840,237
貸倒引当金	△515	〔自己株式〕	△3,828
<b>資産合計</b>	<b>18,152,677</b>	(その他の包括利益累計額)	610,931
		〔その他有価証券評価差額金〕	437,177
		〔為替換算調整勘定〕	140,845
		〔退職給付に係る調整累計額〕	32,909
		(非支配株主持分)	30,373
		<b>純資産合計</b>	<b>9,071,475</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,152,677</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(令和5年3月1日から  
令和6年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,853,667
売上原価	15,140,551
売上総利益	2,713,115
販売費及び一般管理費	2,294,182
営業利益	418,933
営業外収益	
受取利息	96
受取配当金	59,485
為替差益	34,139
貸倒引当金戻入益	30,298
その他	19,279
営業外費用	
支払利息	19,865
有形売却損	709
その他	2,838
経常利益	538,819
税金等調整前当期純利益	538,819
法人税、住民税及び事業税	147,359
法人税等調整額	22,508
当期純利益	368,951
非支配株主に帰属する当期純利益	2,015
親会社株主に帰属する当期純利益	366,936

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和6年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
(流動資産)	<b>8,531,591</b>	(流動負債)	<b>5,730,625</b>
現金及び預金	2,545,343	支払手形	183,164
受取手形	412,196	電子記録債権	2,224,476
電子記録債権	1,026,677	買掛金	1,243,250
売掛金	2,967,603	短期借入金	688,000
商品及び製品	756,533	1年内返済予定長期借入金	645,804
仕掛品	366,002	リース債務	16,164
原材料及び貯蔵品	320,382	未払金	58,958
前払費用	21,501	未払費用	203,247
未収入金	54,191	未払法人税等	51,232
未収消費税	39,473	引当金	30,786
その他の金	28,437	賞与引当金	56,000
貸倒引当金	△6,752	その他の	329,540
(固定資産)	<b>8,389,573</b>	(固定負債)	<b>3,018,712</b>
[有形固定資産]	<b>6,577,910</b>	長期借入金	2,508,322
建物	3,744,447	リース債務	14,396
構築物	274,894	退職給付引当金	424,674
機械及び装置	896,928	役員退職慰労引当金	68,120
車両及び運搬具	35,065	その他の	3,200
工具、器具及び備品	76,919	<b>負債合計</b>	<b>8,749,338</b>
土地	1,236,018	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	313,636	(株主資本)	<b>7,734,823</b>
(無形固定資産)	<b>364,841</b>	[資本金]	<b>1,807,750</b>
ソフトウェア	339,697	[資本剰余金]	<b>786,011</b>
電話加入権	11,822	資本準備金	<b>786,011</b>
その他の	13,321	[利益剰余金]	<b>5,144,891</b>
[投資その他の資産]	<b>1,446,821</b>	利益準備金	16,926
投資有価証券	867,670	その他利益剰余金	5,127,964
関係会社株	526,988	繰越利益剰余金	5,127,964
前払年金費用	10,033	[自己株式]	△3,828
長期前払費用	4,654	(評価・換算差額等)	<b>437,002</b>
敷金の保証金	11,822	[その他有価証券評価差額金]	<b>437,002</b>
その他の	26,167	<b>純資産合計</b>	<b>8,171,826</b>
貸倒引当金	△515	<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,921,164</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,921,164</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和5年3月1日から  
令和6年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,411,709
売上原価	14,330,242
売上総利益	2,081,467
販売費及び一般管理費	1,810,773
営業利益	270,694
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	114,103
為替差益	7,156
受取賃貸料	6,411
貸倒引当金戻入益	3,927
その他	14,930
営業外費用	
支払利息	19,543
有形売却損	709
その他	2,800
経常利益	394,180
税引前当期純利益	394,180
法人税、住民税及び事業税	120,094
法人税等調整額	12,581
当期純利益	261,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和6年4月15日

丸 東 産 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 英 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸東産業株式会社の令和5年3月1日から令和6年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸東産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和6年4月15日

丸 東 産 業 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 英 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸東産業株式会社の令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年4月15日

丸東産業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 宮 剛 志	Ⓔ
社外監査役	吉 田 幸 司	Ⓔ
社外監査役	後 藤 大 樹	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策につきましては、企業体質の強化と積極的な事業展開を図るために必要な内部留保の確保と安定配当の継続を基本としております。

この政策の下、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折ではありませんが、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額63,488,840円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和6年5月27日(月曜日)

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	すがわら まさゆき 菅 原 正 之 (昭和55年10月8日生)	400株	平成15年 4月 久光製薬株式会社入社 平成29年 3月 同社医薬事業部医薬マーケティング部 部長 令和 2年 9月 当社総務本部本部長 令和 2年10月 当社執行役員総務本部本部長 令和 3年 5月 当社代表取締役社長 (現任)
			【選任の理由】 同氏は、当社の主要取引先である久光製薬株式会社において部長という要職を務め、その間営業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
2	すえ やすけん さく 未 安 健 作 (昭和17年4月6日生)	4,000株	昭和41年 4月 久光製薬株式会社入社 昭和62年 6月 同社取締役営業統括本部長 平成 3年 5月 同社常務取締役 平成15年 3月 当社顧問 平成15年 5月 当社代表取締役副社長 平成16年 5月 当社代表取締役社長 平成22年 5月 当社代表取締役会長 平成25年 5月 当社取締役会長 平成26年 5月 当社取締役相談役 平成29年 5月 当社取締役会長 (現任)
			【選任の理由】 同氏は、これまで当社の副社長、社長、会長、相談役として21年間要職を務めており、前職の薬品業界の経営で培った高い見識と経営手腕を発揮し、幅広い経営の視点、当社の経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">みやざき なおき 宮 崎 直 樹 (昭和27年3月30日生)</p>	300株	<p>昭和49年 4 月 凸版印刷株式会社入社  平成23年 4 月 同社生活環境事業本部製造事業部  副事業部長  平成26年 3 月 株式会社トッパンパッケージプロダク  ツ群馬センター工場工場長  平成29年 4 月 当社顧問生産・技術担当  平成29年 5 月 当社取締役常務生産・技術担当  平成31年 2 月 当社取締役常務生産・技術担当兼技術  本部本部長 (現 任)</p> <p><b>【選任の理由】</b>  同氏は、平成29年に取締役に就任し、それまで長年にわたり印刷業界に携わり、その間製造、工場等の部門の要職を歴任し、その事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
4	<p style="text-align: center;">いしまつ けんたろう 石 松 謙 太 郎 (昭和51年6月6日生)</p>	300株	<p>平成11年 4 月 久光製薬株式会社入社  平成26年 2 月 同社九州本社社長室秘書課課長兼BU  本部九州本社総務部庶務課課長  平成27年 2 月 同社九州本社社長室秘書課課長  平成27年 5 月 同社会長室課長  令和 2 年10月 同社社長室九州秘書課課長  令和 5 年 3 月 当社総務本部本部長兼購買本部本部長  令和 5 年 5 月 当社取締役総務本部本部長兼購買本部  本部長 (現任)</p> <p><b>【選任の理由】</b>  同氏は、令和5年に取締役総務本部本部長兼購買本部本部長に就任し、それまで当社の主要な取引先である久光製薬株式会社において、会長、社長を支える秘書課課長や会社の総務を執り行う庶務課課長を務められており、経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;"> <small>や の か つ の り</small>  <b>矢野 勝則</b>            (昭和38年12月15日生)         </p>	500株	<p>           昭和57年 3月 当社入社            平成23年 2月 当社福岡工場長兼生産管理部部長            平成25年 4月 当社執行役員福岡工場長兼生産管理部部長            平成28年 2月 当社執行役員営業本部長            平成30年 2月 当社執行役員生産本部長兼福岡工場長            平成31年 2月 当社執行役員生産本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長            令和元年 5月 当社取締役生産本部本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長 (現任)         </p>
			<p><b>【選任の理由】</b></p> <p>同氏は、令和元年に取締役就任し、それまで長年にわたり印刷業界に携わり、その間製造、工場等の部門の要職を歴任し、その事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
6	<p style="text-align: center;"> <small>は ら ぐ ち こ う い ち</small>  <b>原 耕一</b>            (昭和42年8月13日生)         </p>	20,700株	<p>           平成3年 1月 当社入社            平成26年 2月 当社開発部部長            平成28年 2月 当社国際事業部事業部長            平成28年 7月 当社国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理            平成30年10月 当社執行役員国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理            令和元年 5月 当社取締役国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理            令和5年 3月 当社取締役国際事業本部本部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理            令和6年 2月 当社取締役国際事業本部本部長兼香港包装器材中心有限公司董事長 (現任)         </p>
			<p><b>【選任の理由】</b></p> <p>同氏は、令和元年に取締役就任し、それまで、当社開発部長、国際事業部事業部長の要職を歴任し、入社以来開発部門、国際部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	いずみひろじ 泉 博 二 (昭和24年3月5日生)	1,000株	<p>昭和49年4月 株式会社神戸製鋼所入社  平成21年4月 同社常務執行役員秘書広報部長  平成23年6月 神鋼ケアライフ株式会社代表取締役社長  平成26年10月 株式会社神戸製鋼所顧問  平成31年4月 泉広報コンサルタント代表 (現任)  令和3年5月 当社取締役 (現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</b>  同氏は、株式会社神戸製鋼所で長年にわたり広報に携わった後、神鋼ケアライフ株式会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の広報及び経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  また、同氏には、上記経験を活かし、当社の広報及び経営を監督していただくことを期待しております。</p>
8	おかのきみお 岡 野 公 夫 (昭和23年6月5日生)	300株	<p>昭和46年4月 三菱商事株式会社入社  平成9年3月 MC FOREST INVESTMENT INC.  President, CEO  平成11年3月 三菱商事株式会社パルプ事業部長兼紙・包装資材部長  平成15年4月 同社執行役員資材本部長  平成17年3月 三菱商事パッケージング株式会社代表取締役社長執行役員  平成24年6月 同社相談役  令和4年5月 当社取締役 (現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</b>  同氏は、MC FOREST INVESTMENT INC.、三菱商事株式会社、三菱商事パッケージング株式会社において要職を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  また、同氏には、上記経験を活かし、当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	わたなべひろこ 渡 邊 博 子 (昭和40年8月28日生)  新任	0株	平成27年4月 城西大学現代政策学部教授 平成29年4月 大分大学経済学部教授(現任) 令和元年5月 株式会社豊和銀行社外取締役(現任)  【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 同氏は、平成29年に大分大学 経済学部 教授に就任し、社会における新しい価値の創造やイノベーション等の産業経済論を担当されており、企業価値向上に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけることを期待し、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏には、上記経験を活かし、当社の経営を監督していただくことも期待しております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 泉博二氏及び岡野公夫氏は、再任の社外取締役候補者であります。なお、当社は、泉博二氏及び岡野公夫氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 泉博二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
4. 岡野公夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
5. 渡邊博子氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は現在、未安健作氏、泉博二氏及び岡野公夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、渡邊博子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役（3名）のうち高宮剛志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
たかみやつよし 高宮剛志 (昭和36年4月17日生)	800株	平成2年2月当社福岡支店入社 平成17年7月当社営業本部副本部長兼技術本部副本部長兼営業推進部部长 平成22年12月当社営業本部副本部長兼法務部部长 平成27年5月当社総務本部副本部長兼経理部部长兼法務部部长 平成30年10月当社執行役員総務本部副本部長兼経理部部长兼法務部部长 令和4年2月当社執行役員総務本部副本部長兼総務人事部部长兼財務部部长兼法務部部长 令和5年5月当社監査役 (現任)
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、令和5年に監査役に就任し、それまで、当社営業本部副本部長、技術本部副本部長、総務本部副本部長の要職を歴任し、入社以来営業部門、技術部門、経理部門、財務部門、法務部門、総務人事部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は現在、高宮剛志氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上





<メ モ 欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

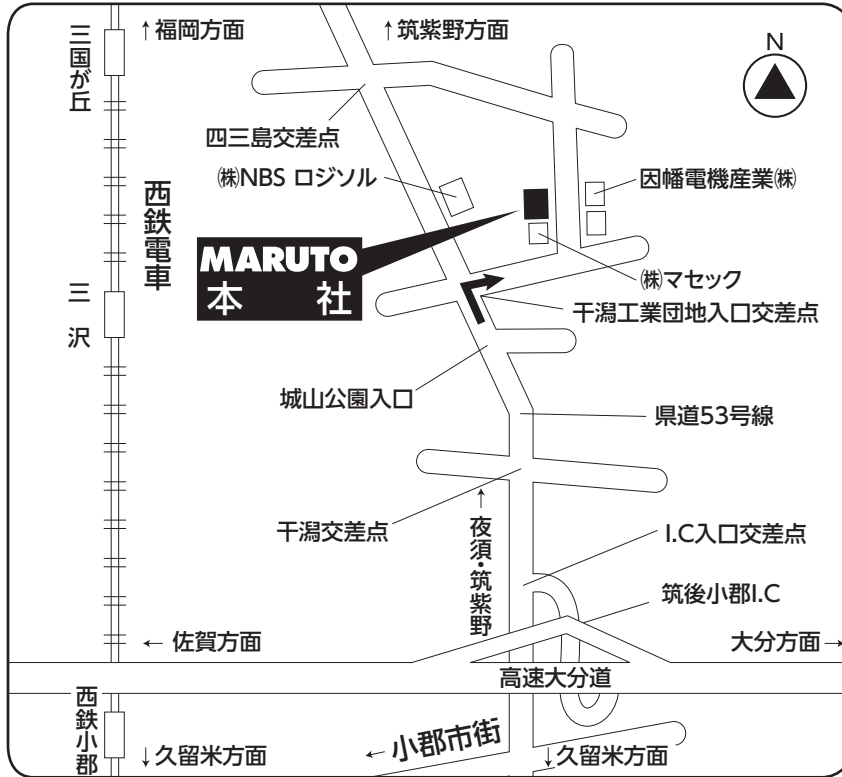
---

---

---

# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡県小郡市干潟892番地 1  
当社 3 階会議室  
TEL (0942) 73-3845



## ●交通のご案内

- ・ JR鹿児島本線原田駅 車で15分
- ・ 西鉄大牟田線三国が丘駅 車で10分
- ・ 筑後小郡 I.C 車で5分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

